

## 令和7年度税制改正(所得税)の主な内容

### 1. 基礎控除と給与所得控除の引き上げ

令和7年分以後の所得税から適用する。なお、今回の引き上げを踏まえた源泉徴収については、令和8年以後に支払うべき給与等から適用する。

#### (1) 基礎控除の引き上げ

基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題に対応するために、基礎控除の引き上げを行う。

結果、合計所得金額と基礎控除額の関係は次の通りとなる。

合計所得金額	基礎控除額
2,350万円以下	58万円
2,350万円超～2,400万円以下	48万円
2,400万円超～2,450万円以下	32万円
2,450万円超～2,500万円以下	16万円
2,500万円超	なし

#### (2) 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

物価の上昇とともに賃金が上昇すれば、一般的には給与所得控除額が増加するが、給与所得控除の最低保障額が適用される収入水準の者については、収入が増えても控除額は増加しない構造であるため、実質的な税負担が増えることになる。この課題に対応するため、最低保障額の引き上げを行う。

- ・ 給与所得控除の最低保障額: (現行)55万円 → (改正後)65万円

上記(1)(2)の改正により、給与所得者の場合、所得税が課税されない給与収入の上限は、

(現行)103万円⇒(改正後)123万円となる。

### 2. 特定親族特別控除(仮称)の創設

税制が一因となって、親等の扶養控除への影響から、特に大学生アルバイトの就業調整が行われているという指摘があった。このため、生計一の19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額が58万円超85万円(給与収入150万円に相当)以下までは、親等が特定扶養控除と同額(63万円)の所得控除が受けられるようにする。また、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも、親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みを導入する。  
(適用時期については1.と同様)

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超～85万円以下(※)	63万円(上限)
85万円超～90万円以下	61万円
90万円超～95万円以下	51万円
～	～
120万円超～123万円以下	3万円(下限)

(※)合計所得金額85万円は給与収入150万円に相当する。

合計所得金額が58万円以下の場合、現行の特定扶養親族の63万円控除が可能。

### 3. 子育て支援に関する税制の拡充

#### (1) 住宅ローン控除の拡充

子育て世帯の安全・快適な住宅の確保を支援する観点から、令和6年税制改正で拡充された住宅ローン控除借入限度額の上乗せ措置を1年延長する。

**対象者:**

子育て世帯等(=配偶者の一方が40歳未満の夫婦世帯、又は、19歳未満の扶養親族を有する世帯)を対象に、認定住宅等の新築等をして、令和7年中に居住の用に供した場合に、控除借入限度額を上乗せする。

住宅の種類	対象者「以外」	対象者 (=1年延長)
認定住宅	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

#### (2) 生命保険料控除の拡充

子育て世帯において、生命保険は扶養者に万が一のことがあった際のリスクへの備えとしてニーズがあることから、新生命保険料に係る一般枠(遺族保障)について、令和8年分の所得税につき、適用限度額を拡充する。

**対象者:**

23歳未満の扶養親族を有する居住者

年間の新生命保険料(一般)	控除額
3万円以下	保険料全額
3万円超~6万円以下	計算式あり
6万円超~12万円以下	〃
12万円超	一律6万円

(注1)旧生命保険料及び、上表の新生命保険料の支払がある場合の、一般生命保険料控除限度額は6万円とする。

(注2)一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料控除の合計適用限度額は12万円とする(現行と同じ)。

#### 4. 確定拠出年金等の拠出限度額の引き上げ

勤務先での企業年金の有無、企業年金の形態の違いにかかわらず、継続的に、かつ、平等に資産形成ができる環境を整備する必要がある。また、老後に向けた資産形成を促進する観点から確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ等を行う。

##### (1) 企業型確定拠出年金(DC)

① 確定給付企業年金制度 未加入者  
(改正後) 月額6.2万円 (現行 月額5.5万円)

② 確定給付企業年金制度 加入者  
(改正後) 月額6.2万円 (現行 月額5.5万円)から、確定給付企業年金ごとの掛金額を控除した額

##### (2) 個人型確定拠出年金(iDeCo)

① 第一号被保険者  
(改正後) 月額7.5万円 (現行 月額6.8万円)

② 企業年金加入者  
(改正後) 月額6.2万円 (現行 月額2.0万円)から、確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額

③ 企業年金未加入者(第一号被保険者及び第三号被保険者を除く)  
(改正後) 月額6.2万円 (現行 月額2.3万円)

##### (3) 国民年金基金

(改正後) 月額7.5万円 (現行 月額6.8万円)